

ハイライト:

- ・令和8年度税制改正について解説します。
- ・在職老齢年金の併給調整額が変わります。
- ・子ども・子育て支援金制度がスタートします。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
令和8年度税制改正の ポイント < 所得税・消費税 > ・基礎控除額等の見直し	1
・その他の改正事項 在職老齢年金の改正等	2

今年は2月に選挙があり税制改正の内容が確定する時期が未定です。食料品の消費税2年間免除などの議論がどのように進むのかも注視したいところです。

第105号では、令和8年度税制改正の大綱から、個人所得課税に関する内容を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



令和8年度税制改正のポイント < 所得税・消費税 >

基礎控除額等の見直し 所得税 (^_^)

給与所得とは、給与収入から給与所得控除額(年収に応じて予め定められている金額)を差し引いた後の金額を意味します。給与所得控除額は給与の収入金額が220万円までは一律74万円(最低保障額69万円 + 時限特例加算5万円、従来65万円)、その後は年収に応じて増加し、上限額が195万円となります。

また、前回の税制改正で200万円以下の給与収入に対し95万円の基礎控除額となりましたが、今回の改正ではそれがさらに104万円へと増額されます。上記の通り給与所得控除額も改正されましたので、年収178万円までは所得税がかからないこととなります(給与所得控除額74万円 + 基礎控除額104万円)。

< 給与所得控除額の最低保障額 >

現行: 65万円 改正: 69万円 + 5万円(2年間限定) = 74万円

< 基礎控除額の表 >

年収	現行		改正案	対象期間
	R7	R8	R8及びR9	
~ 200万円	95万円	95万円	104万円	令和8年と令和9年の2年間の 上乘せ特例
~ 475万円	88万円	58万円		
~ 665万円	68万円			
~ 850万円	63万円			
~ 2545万円	58万円		62万円	恒久

さらに、配偶者控除ないし配偶者特別控除額38万円を適用出来る配偶者の給与収入の金額が169万円へと上がりますので、従来働き控えをされていた方にとっては朗報といえます。

物価高騰対策～マイカー通勤手当等及び食事補助非課税枠の拡充等 所得税 (^^)

55キロメートルを超えるマイカー通勤の非課税枠に新たに5つの区分が設定され、非課税金額が拡充されます。また、一定の要件を満たす駐車場の利用について新たに非課税枠が設けられ、マイカー通勤非課税限度額に+5,000円が非課税となります。

さらに使用者から従業員への食事支給に関する非課税上限額が 3,500円 7,500円 へと引き上げられます。ただし、従業員が食事代の半分以上を負担していること及び現金支給は対象外となります。

なお少額減価償却資産(取得時に損金可)の金額基準が30万円 40万円へと上がります。

金融制度関係の改正 所得税 (^^)

NISAの積立投資枠の口座開設可能年齢を引き下げ、0歳から17歳も対象になります。

年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円です。(令和9年適用予定)

暗号資産の課税方式が総合課税から分離課税に変わります。分離課税の場合は20.315%の税率となり、3年間の繰越控除も利用可能となります。(令和10年適用予定)

消費税関係の改正 (^^)

インボイス発行事業者となった小規模事業者向けの特例として、売上に係る消費税額の2割を申告納税すればよいとする方式が令和8年度まで利用可能とされていましたが、これを令和9年度からは3割申告納税する方式へと改正すると共にその適用期間が令和10年度まで延長されることとなります。

なお当該3割特例は個人事業主のみが利用可能な制度であり、法人の場合は利用できません。また、基準期間(前々事業年度)の課税売上額が1,000万円を超える事業年度については当該3割特例は利用できません。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

在職老齢年金の改正等

令和8年4月以降、年金の月額と給与の総報酬月額相当額との合計が65万円に至るまで、年金の受給額がカットされない改正が行われます。従来は51万円でしたので、働くことへのモチベーションが高まります。

在職老齢年金の早見表は以下の通りですので、ご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.files/hayamihyo.pdf>

また、子ども・子育て支援金の徴収が4月よりスタートします。全世代が支える制度となっているため、それぞれが加入する医療保険制度を通じての徴収となります。被保険者1人当たり550円の負担(健保組合)と試算されています。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp